

回答票

業務名：「京都マラソン2027」仮設トイレ等設置撤去業務

No.	質問	回答
1	参加申請書（様式1）の押印欄については、当社の代表取締役印でしょうか。	参加申請書へは押印不要です。
2	誓約書（様式2）・（様式3）については、当社の代表取締役印でしょうか。	御認識のとおりです。
3	参加申請書、誓約書の提出期限は、7月31日（金）17時までにてメール送信でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	企画提案書 提出書類（3）（ア）提出書類について ホームページ（URL）添付と記載ありますが従業員数・直前3年間の決算期の総売上がホームページ上に記載ありません。 直近3カ年決算書（2025年7月・2024年7月・2023年7月）の添付でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
5	企画提案書 提出書類（3）（イ）実績について 直接受注以外に代理店（イベント会社・建設機械屋）経由での実績も入れてよろしいでしょうか。 また、採点の考え方について、例えば、参加人数1万人以上のマラソン大会の実績が7件以上あった場合、上限の20点を獲得できるのでしょうか。	実績については、直接受注のみです。採点については、御認識のとおりです。
6	企画提案書 提出書類（3）（エ）委託業務の提案書 設置するトイレ（大・小）・手洗い器等の写真（カラー）や型式について トイレ（小）は、扉なしでよろしいでしょうか。また、手洗い器は、PE手洗いユニットか手洗いユニットポンプ式のどちらで しょうか。	トイレ（小）は扉なしでも問題ありません。 手洗い器につきまして、予定額の範囲内であれば、どちらでも問題ありません。
7	8 選考方法について（2）評価項目 ④市内企業の解釈について 京都市内に事務所を構えています。その場合は、中小企業以外の場合、 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する企業：3点 本市区域内に支店、営業所を有する企業：1点 上記のどちらになりますか。	評価項目の市内企業の解釈については、以下のとおりです。 ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業 ＝中小企業基本法第2条第1項に定める基準を満たし、京都市内に本拠地（本店や主たる事務所）を置く（登記がある）企業 ・中小企業以外で、本市区域内に本店又は主たる事務所を有する企業 ＝中小企業以外で京都市内に本拠地（本店や主たる事務所）を置く（登記がある）企業 ・本市区域内に支店、営業所を有する企業 ＝上記以外
8	評価項目の点数について、 1 業務執行力：50点 2 企画提案力：45点 計：95点 残り5点は、どの部分でしょうか。	記載誤りです。申し訳ありません。 2 企画提案力➊見積金額の配点を20点から25点に変更し、合計100点になります。 ※訂正後の企画提案実施要領を7月22日に掲載しましたので、ご確認ください。
9	トイレ設置数について ポータブル小便器 1ー④芝生エリア：16棟 3 ダイハツ駐車場：12棟 4 三菱自動車工業：10棟の合計38棟は、 ポータブル小トイレORトイレ（小）扉なしのどちらで積算すればよろしいでしょうか。	予定額の範囲内であれば、どちらでも問題ありません。 ただし、ポータブルトイレの場合、周囲への配慮のためにテントは必須です。
10	仕様書 4 委託内容（3）受託者が準備又は調達する備品・消耗品類について 案内サイン（貼付バウチ）1,000枚は、発注者からデータをもらい受託者がラミネートしますか。 また、現地で指定箇所への貼り付けまで受託者が実施でしょうか。	受託業者がデータを作成し、事務局に確認を得たうえで、ラミネートしていただきます。 貼り付けについては、スタート会場のみ受託業者が実施し、その他のコース沿道はボランティアスタッフが実施します。
11	トイレ内の汚物汲み取りは、本業務に含まれますでしょうか。	し尿等の汚物汲み取りは、本業務に含まれません。